

委員会活動

3月11日の本会議で付託された議案について、総務委員会（3月12日）、産業建設委員会（3月13日）、教育厚生委員会（3月14日）、予算審査特別委員会（3月18日）を開き審査しましたので、概要をお知らせします。

総務委員会

付託された議案八件を審査しました。

○第八号議案 市長及び副市長の給与に関する条例及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市長、副市長及び教育長の給与を減額するため、条例を改正しようとするもの。

「質疑」給与のカット率を十％に設定した根拠はあるのか。

「答弁」他市の状況等も考えて判断した。

このほか、報酬審議会等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第九号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の再任用制度による東日本大震災等に係る被災市町村等の人的支援を行うためこの条例を改正しようとするもの。

「質疑」どのような改正内容なのか。

「答弁」被災地では職員不足が続いており、全国市長会等からの要請により、定年退職後、六十歳から六十五歳までの職員を、本市の再任用職員という身分で被災市町村等へ派遣するものである。

このほか、給料の負担等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第十号議案 島原市防災会議条例及び島原市災害対策本部条例の一部を改正する条例

災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備を図るため、これらの条例を改正しようとするもの。

委員の構成等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。



▲昨年9月の高潮被害のようす（有馬船津町付近）

○第十一号議案 島原市暴力団排除条例の一部を改正する条例

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を

図るため、条例を改正しようとするもの。採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第十二号議案 島原市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、市が設置する一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格基準を定め、併せて、ごみ処理手数料について所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするもの。

「質疑」家庭用ごみ袋の三号容器（小）は何枚セットで販売する予定なのか。

「答弁」三十枚での販売を検討している。このほか、技術管理者の資格を有する者等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。



○第十八号議案 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

松浦地区火葬場組合が平成二十五年三月三十一日をもって解散し、長崎県市町村総合事務組合から脱退することに伴い、長崎県市町村総合事務組合規約を変更するため、地方自治法第二百九十条の規定により議会の議決を経ようとするもの。
採決の結果、原案のとおり可決すること
に決定しました。

○第二十一号議案 公の施設の指定管理者の指定事項の一部変更について

島原市体育館及び島原市立弓道場の建て替えに伴い、指定管理を行う施設の名称を変更するため、議会の議決を経ようとするもの。

〔質疑〕施設の名称を公募する考えはなかったのか。

〔答弁〕現在地に建て替えたということで、そのままの名称を使った。
採決の結果、原案のとおり可決すること
に決定しました。

○第二十八号議案 平成二十五年島原市交通災害共済事業特別会計予算

予算の総額を歳入歳出それぞれ千四百二十一万七千円と定める。

〔質疑〕以前から旧島原、旧有明の一本化

の議論があっていたが、それぞれの加入状況を見た場合、廃止することも視野に入れた検討をしようか。

〔答弁〕基金の使途、二つの制度の廃止や、制度を有明方式に一本化する案も含め、二十五年度中には本事業をどうするかを検討し、決定したい。

このほか、加入状況等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決すること
に決定しました。

産業建設委員会

付託された議案十六件を審査しました。

○第三号議案 島原市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設定に関する基準を定める条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設定に関する基準を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

〔質疑〕既存の公園も全て改修しなければならぬのか。

〔答弁〕新設、または改修を行う場合にこの基準に基づいて整備するもので、既存の施設に遡及適用するものではない。
採決の結果、原案のとおり可決すること
に決定しました。

○第四号議案 島原市市道の構造の技術的基準を定める条例

道路法の一部改正に伴い、市道の構造の技術的基準を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

〔質疑〕この条例の概要はどうなっているのか。

〔答弁〕道路法の一部改正に伴い、従来は道路構造令で基準が定められていたものを、新たに条例化するものである。
内容は従来の施工基準を参酌しており、ほぼ同じ基準となっている。

採決の結果、原案のとおり可決すること
に決定しました。

○第五号議案 島原市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

〔質疑〕横断歩道に接続する歩道等の段差は二センチメートルを標準とする、とあるが、もう少し低くして、自転車や押し車が通行しやすいようにすることはできるのか。

〔答弁〕目の不自由な方が使用する白杖などで、段差の境界がわかりにくいとい

う問題もあるので、二センチの段差は設けていきたい。

採決の結果、原案のとおり可決すること
に決定しました。

○第六号議案 島原市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例

道路法の一部改正に伴い、市道に設ける案内標識等の寸法を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

〔質疑〕これまでの設置基準はどうなっていたのか。

〔答弁〕これまでは、省令である道路標識、区画線及び道路標示に関する命令により設置している。

採決の結果、原案のとおり可決すること
に決定しました。

○第七号議案 島原市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例

水道法の一部改正に伴い、布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

〔質疑〕これまでの資格関係の運用はどのようなにしていたのか。

〔答弁〕これまでは、水道法及び水道法施行令で資格基準が定められており、その基準に基づいて運用している。

採決の結果、原案のとおり可決すること
に決定しました。



▲水道管布設がえ工事のようす（有明町大三東地区）

○第十四号議案 島原市営住宅条例の一部
を改正する条例

公営住宅法の一部改正に伴い、市営住宅の整備基準及び入居資格者の収入基準等を定めるため、条例を改正しようとするもの。
〔質疑〕 今回の改正で入居基準等、何か変わる部分があるのか。

〔答弁〕 国の施行令等で規定されていたものを条例で新たに定めるものであり、特別内容が変わることはない。
採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第十五号議案 島原市手数料条例の一部
を改正する条例

高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づくサービス付き高齢者向け住宅の登録等及び都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に伴う低炭素建築物新築等計画の認定事務等について手数料を新たに設けるほか、船員法の一部を改正する法律の施行に伴い船員手帳の手数料について所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするもの。

採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第十六号議案 島原市都市公園条例の一部
を改正する条例

都市公園法の一部改正に伴い、都市公園の設置基準及び公園施設の設置基準を定めるため、この条例を改正しようとするもの。
採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。



○第十七号議案 島原市都市下水路条例の一部
を改正する条例

下水道法の一部改正に伴い、都市下水路の構造及び維持管理の基準を定めるため、この条例を改正しようとするもの。

採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第十八号議案 市道路線の廃止について

市道路線を廃止するため、道路法第十条第三項の規定により、議会の議決を経ようとするもの。

採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第十九号議案 市道路線の認定について

市道路線を認定するため、道路法第八条第二項の規定により、議会の議決を経ようとするもの。

採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第二十四号議案 平成二十四年度島原市
有明町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）

二億四千五百八十万六千円を追加し、予算の総額を九億七千六百六十七万二千元とするもの。

〔質疑〕 今回の補正予算に計上したものは年度内に実施するのか。

〔答弁〕 全て二十五年度に繰り越して事業を行うものである。

採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第二十七号議案 平成二十五年度島原市
温泉給湯事業特別会計予算

予算の総額を歳入歳出それぞれ八千九百九十万三千円と定める。

〔質疑〕 温泉の加温方法は以前から論議されているが、根本的な解決方法をどう考えているのか。

〔答弁〕 バイオマスやヒートポンプなど、いろいろな新エネルギーもあるので、早めに方向性を煮詰めていきたい。

このほか、一般会計からの繰入金、使用料の未収額等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。



○第二十九号議案 平成二十五年度島原市島原都市計画事業安中土地区画整理事業特別会計予算

予算の総額を歳入歳出それぞれ八十四万五千円と定める。

〔質疑〕この事業は今後も継続するのか。

〔答弁〕残る十三区画の解消を図るため、

昨年度、事業期間を平成二十七年三月

三十一日まで、三年間の延長を行った。

このほか、販売方法等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第三十号議案 平成二十五年度島原市有明町簡易水道事業特別会計予算

予算の総額を歳入歳出それぞれ五億五千二百六十五万九千円と定める。

〔質疑〕平成二十六年度の統合に向けて、

平成二十五年度末では有明地区全体の

何%の布設がえが完了するのか。

〔答弁〕約四十一%が完了する予定である。

採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第三十二号議案 平成二十五年度島原市水道事業会計予算

収益的収入の水道事業収益を四億七千六百六十三万円、支出の水道事業費用を五億四千四百九十四万五千円に、また資本的収入を一億四千六十六万千円、資本的支出を三億

二百六十七万二千円に定め、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額一億六千二百五十一万千円は当年度分消費税資本的収支調整額七百七十万九千円、過年度分損益勘定留保資金六千八百七十五万九千円、

当年度分損益勘定留保資金八千六百四万三千円で補てんする。

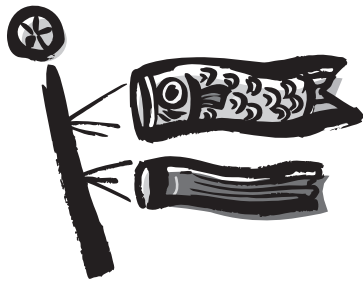
〔質疑〕収益的収入及び支出の予定額が赤字予算となっているが、不足する分はどうするのか。

〔答弁〕損益計算書で確認できるが、二十四年度は当期純利益が約四千六百万円

出る見込みであり、前年度繰越利益剰余金を合わせると約八千五百万円の繰

越利益剰余金が出る予定である。この分で赤字分を補てんすることになる。

採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。



教育厚生委員会

付託された議案五件を審査しました。

○第二号議案 島原市新型インフルエンザ等対策本部条例

新型インフルエンザ等対策特別措置法の

制定に伴い、同法に規定する島原市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

行動計画等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第十三号議案 島原市福祉医療費の支給に関する条例及び島原市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、所要の整備を図るため、これらの条例を改正しようとするもの。

〔質疑〕委員の定数が変わるのか。

〔答弁〕今回の改正は条文の整理であり、

委員の定数は変わらない。

採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第二十三号議案 平成二十四年度島原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）

二億二千三百六十七万九千円を追加し、予算の総額を七十五億九千八百三十七万四千円とするもの。

〔質疑〕制度改正の話も出ているが、税収が伸びる見込みもない中で県下をひとつにして乗り切れるのか。

〔答弁〕小さい保険者、財政が厳しい保険者が集まっても難しいということで、運営そのものの一体化については、新たな国の助成制度や根本的な国保制度の見直しが必要であり、なかなか進んでいない状況である。

このほか、補正予算の内容、特定健診の受診率等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第二十六号議案 平成二十五年度島原市国民健康保険事業特別会計予算

予算の総額を歳入歳出それぞれ七十六億七千七百二十八万四千円と定める。

〔質疑〕平成二十二年度に国民健康保険税額を上げたとき、レセプト点検の強化やジェネリック医薬品の使用、国、県に対して助成を拡充することなどの附帯決議を行ったが、二十四年度の状況はどうなっているのか。



【答弁】レセプト点検は、二十三年の途中から一名増員し、また昨年は、点検員の研修会を開催し点検の強化に努めている。ジェネリック医薬品に関しては、

昨年からの被保険者証を配付する際にジェネリックの紹介と希望カードを同封して活用してもらうようにお願いしている。今年一月には、ジェネリック医薬品があるものを使用した場合に、自己負担が減り医療費も減る金額がわかるお知らせを九百名程度に送付した。今後さらに周知していききたいと思う。国庫助成の負担率の引き上げ等については、全国市長会、知事会等で毎年要望しており、今後も継続したい。

このほか、今後の財政見通し、医療費が上がっている原因等についての質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第三十一号議案 平成二十五年島原市後期高齢者医療特別会計予算

予算の総額を歳入歳出それぞれ五億四千二百七十四万五千円と定める。

【質疑】後期高齢者医療制度の動向はどうなっているのか。

【答弁】社会保障の有識者会議でも検討を始めたところであり、その行方を見守っているところである。採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

予算審査特別委員会

付託された議案二件を審査しました。

○第二十二号議案 平成二十四年度島原市一般会計補正予算（第八号）

三億二千四百九十万七千円を減額し、予算の総額を二百二十七億二千九百二十一万四千円と定める。

【質疑】萩が丘住宅の今後の計画はどう考えているのか。

【答弁】二十五年度は第七期と第六期の繰越分を行う予定である。第八期については、人口の減少傾向などもあり、ほかの古い市営住宅や、民間のアパートの状況など、総体的に勘案しながら、できれば年内に判断していきたい。このほか、地籍調査費、公園整備事業負

担金、島原半島医療提供体制推進事業費等についての質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。



▲建てかえ工事が進む萩が丘住宅

○第二十五号議案 平成二十五年島原市一般会計予算

予算の総額を歳入歳出それぞれ二百九億九千六百九十二万円と定める。

【質疑】ファイナンシャルプランニング委託事業はどういうものなのか。

【答弁】滞納者の金銭問題に対して、ファイナンシャルプランナーを活用し、ローン返済計画などを見直し、家計の診

断と指導を行い、滞納者の経済的自立の支援を図り、納税につなげていくという目的である。

【質疑】島原地域広域市町村圏組合負担金について、雲仙市が電算業務を単独で処理する準備を進めているようだが、広域圏との関係はどうなるのか。

【答弁】広域圏組合では、電算業務だけではなく、消防や介護保険も実施しており、現行制度上では規約改正が必要である。規約改正の議決がなければ現行制度上では電算業務の部分だけの事務処理について脱退はできない。

【質疑】すこやか赤ちゃん支援事業補助金は、ミルク、紙おむつ等の育児に要する用品の購入補助だが、どのような支給方法を考えているのか、また対象者は何名か。

【答弁】対象品を購入する際にその代金の一部として使用できる購入券を支給する方法で実施したいと考えている。購入できる店は、育児用品等を取り扱っている店の中から購入券での販売に協力いただける店を募集したいと考えている。また、対象者は四百八十名を見込んでいる。

【質疑】長崎県病院企業団運営事業費負担金について、今後の負担金の見込みと医師の確保はどうなっているのか。

【答弁】病院企業団の負担金は、赤字補て

んではなく、高度医療、救急医療等の不採算部門に相当する負担金である。今後の動向は説明できないが、運営そのもので大きく変動するものではない。また、現在の医師数は二十七名で、増加傾向にある。

【質疑】島原半島地域食肉センター整備事業の概要はどうか。

【答弁】総事業費は十億八千万円で、このうち補助対象事業費が十億円。施設の整備期間は平成二十五年と二十六年の二年間で計画されている。三市の負担金は、搬入数や食肉センターの職員数、所在地割などを加味して割合が決められており、島原市が二六・八%、南島原市が十・六%、雲仙市が六十二・六%となっている。負担金の拠出期間は平成二十五年度から平成三十六年度までの十二年間であり、負担金の総額は島原市が七千五百二十八万三千円となる。

【質疑】企業立地促進及び雇用創出事業奨励金は、企業立地促進雇用創出審議会において、奨励金の金額の妥当性まで審議されているのか。

【答弁】基本的には申請があった案件が指定に適合するのかを審議する場であるが、その審議の中で見積り等、金額全てを示してその妥当性まで見ていただいている。

【質疑】校庭芝生化事業について、来年度以降は年間約十五万円で管理できるのか。

【答弁】今回は鳥取方式で、芝生はバミューダ系のティフトンを予定している。

この芝生は島原総合運動公園陸上競技場のような芝生ではなく、成長が早く、間から雑草が生えてきても、雑草も一緒に刈り込んで緑のじゅうたんをつくる、昔の原っぱのようなイメージである。来年以降は、高さを三、四センチにするように、一週間程度で芝刈りをする必要がある。また使用についても毎日使用できると聞いている。

このほか、島原市地域おこし協力隊、九州学生駅伝大会開催費補助金、県央県南広域環境組合負担金、武家屋敷駐車場整備事業、観光宿泊施設支援事業補助金、東京学生寮等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。



市議会からのお知らせ

インターネットで島原市議会会議録と会議のライブ・録画中継がご覧になれます。

市議会の審議の様子や市政に対する一般質問の内容などを市民の皆様に広くお知らせするため、市議会ホームページに市議会会議録を掲載しております。

ことばや発言者など、さまざまな方法で簡単に検索できますので、ご活用ください。

また、ケーブルテレビジョン島原のホームページでは、市議会のライブ・録画中継が行われております。

島原市議会のホームページアドレスは <http://www.city.shimabara.lg.jp/gikai/>

ケーブルテレビジョン島原のホームページアドレスは <http://www.shimabara.jp/>

議会を傍聴しましょう

議会では、市民皆様の日常生活に関係のある重要な問題が審議されます。

そのほか市政全般についての一般質問も行われます。

定例会は3月、6月、9月、12月の年4回開かれます。

お気軽に傍聴にお出かけ下さい。傍聴席の定員は60人です。

議会の日程などお問い合わせは、議会事務局まで。 TEL 62-8027